

貨物概要

板紙に紡織用繊維の織物を被覆したのから製造されたハンドバッグ。
外面がアルミニウム製のメッシュシートで覆われたもの。

分類

関税率表第 4202.29 号（統計番号 4202.29-000）のハンドバッグ

分類理由

外面のアルミニウム製メッシュシートは、その形状から装飾目的のものであり、基体は板紙を芯とした紡織用繊維の織物であることから、第 42.02 項の「...紡織用繊維...から製造...したものに限る。」の規定を満たすものと認められ、外面がアルミニウム製のハンドバッグとして、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）